
金融商品取引法に関するご案内

三縁証券株式会社

金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 22 号

お客さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 19 年 9 月 30 日より、従来の証券取引法を抜本的に改正した「金融商品取引法」および関連して改正された法令（金融商品の販売等に関する法律など）が施行されました。

この「金融商品取引法」および「関連法令」は、従来の有価証券だけでなく、多様化する金融商品・金融サービスを横断的に対象とし、投資者・利用者の包括的な保護と公正・健全な資本市場の構築を目的として改正されました。

これらの法令は、元本割れ等のリスクがある金融商品を、お客さまに安心してお取引いただけるよう、金融商品の販売、勧誘ルールを整備するものです。

そこで、当社では

- お客さまのニーズに合った商品やサービスをご提供させていただくため、お客さまのご意向やお取引の状況などを十分に確認させていただきます。
- 商品の内容やリスクについてお客さまに十分ご理解いただけるよう、商品やサービスについてご案内いたします。
- 「金融商品取引法」および「関連法令」を遵守し、適正な営業活動を行ってまいります。

本冊子の書面は、それぞれの有価証券のお取引に関するリスクや留意点について記載しており、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

今後とも、お客さまのご要望に即したサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

上場有価証券等書面.....	1
新規公開株式の契約締結前交付書面.....	3
個人向け国債の契約締結前交付書面.....	5
円貨建て債券の契約締結前交付書面.....	7
外貨建て債券の契約締結前交付書面.....	10
金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明.....	14
売買委託手数料表.....	16

上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定により
あらかじめお客様にお渡しするものです。

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に16ページ「売買委託手数料表」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します。(※2)
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といいます。))の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

- 当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。
- ・取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎまたは代理
 - ・当社が自己で直接の相手方となる売買
 - ・上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎまたは代理
 - ・上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
 - ・上場有価証券等の売出し

新興企業市場銘柄の取引について

お客様がマザーズ(東京証券取引所)、JASDAQ(グロース区分のみ/東京証券取引所)、セントレックス(名古屋証券取引所)、アンビシャス(札幌証券取引所)、Q-Board(福岡証券取引所)の各市場に上場している銘柄の取引をされる場合には以下の点についてご注意ください。

- ・これらの市場に上場された企業は、上場基準として、収益性(赤字でも公開可能)や設立後の経過年数等の基準がなく、財務基盤が脆弱な場合があることから、業績が激しく変動することや、場合によっては経営が行き詰まる等のリスクがあります。
- ・新興企業市場銘柄は、既存市場に比べ上場株式数の基準が低く設定されていることから、株式の流動性が低く、株価が大きく変動したり、値が付かない状態になる可能性があります。

※1:「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引および発行日取引は含まれません。

※2:外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3:裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※本書面上の各有価証券には、外国または外国の者の発行する証券または証書で同様の性質を有するものを含みます。

○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確認いただけます。

当社の概要

商 号	三縁証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和19年8月(平成22年4月商号変更) 主な事業 金融商品取引業 資本金 1億5,000万円(平成22年4月1日現在) 連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式(以下「新規公開株式」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○新規公開株式のお取引は、主に募集または売出しの取扱い等により行います。

○新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる

変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって

損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6(いわゆるクーリング・オフ)の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集または売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式に係る上場株式の課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等(特定公社債等を含みます。)の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
- なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送による場合を含みます。)

当社の概要

商 号

三縁証券株式会社

本店所在地

金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号

加入協会

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30

指定紛争解決機関

日本証券業協会

当社の概要

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

設立年月 昭和 19 年 8 月(平成 22 年 4 月商号変更)

主な事業 金融商品取引業

資本金 1 億 5,000 万円(平成 22 年 4 月 1 日現在)

連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

個人向け国債の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。

●変動10年: 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

●固定5年: 2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

●固定3年: 2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685

※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある営業店にお問い合わせください。

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・個人向け国債の利子および個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・個人向け国債は、発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、応募または中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送による場合を含みます。)

当社の概要

商 号	三縁証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和 19 年 8 月(平成 22 年 4 月商号変更) 主な事業 金融商品取引業 資本金 1 億 5,000 万円(平成 22 年 4 月 1 日現在) 連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる

変動などにより損失が生じるおそれがあります

・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

・円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

・円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者または元利金の支払いの保証者の業務

または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。

- ・円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券(特定公社債(主として国債、地方債、政府機関債、公募公社債、上場公社債、普通社債、金融機関債、外国国債、海外の政府機関債、平成27年12月31日以前に発行された私募債等が該当します。))の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

個人のお客様に対する円貨建て債券(一般公社債(特定公社債以外の公社債をいい、主に平成28年1月1日以降に発行された一部を除く私募債等が該当します。))の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から控除されます。
- ・円貨建て債券の譲渡益および償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・円貨建て債券の譲渡損益および償還損益は、一般株式等(特定公社債に該当しない公社債等を含みます。)の譲渡損益および償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができません。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される円貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)のうち、国債を除く円貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号	三縁証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和19年8月(平成22年4月商号変更) 主な事業 金融商品取引業 資本金 1億5,000万円(平成22年4月1日現在) 連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる

変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行者または元利金の支払いの保証者の業務

または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

期限前償還条項について

- ・外貨建て債券で期限前償還条項が付されている債券は、発行者の任意の決定により、期限前償還される可能性があります。期限前償還された場合、その後の利息は支払われません。
- ・また、期限前償還された償還額を再投資する場合、期限前償還されない場合に得られる利息と同等の利回りは、得られないおそれがあります。

新興国通貨建ての債券について

- ・新興国の通貨は、外国為替取引市場における流動性が乏しいことにより、新興国通貨建て債券の流動性(換金性)も低くなるおそれがあります。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募若しくは私売出し(金融商品取引法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。)の取扱い
- ・当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する特定公社債(主として国債、地方債、政府機関債、公募公社債、上場公社債、普通社債、金融機関債、外国国債、海外の政府機関債、平成27年12月31日以前に発行された私募債等が該当します。)の課税は、原則として以下によります。

- ・外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・外貨建て債券の譲渡益および償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。
個人のお客様に対する一般公社債(特定公社債以外の公社債をいい、主に平成28年1月1日以降に発行された一部を除く私募債等が該当します。)の課税は、原則として以下によります。
- ・外貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合でも、外国税額控除の適用はありません。
- ・外貨建て債券の譲渡益および償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の譲渡損益および償還損益は、一般株式等(特定公社債に該当しない公社債等を含みます。)の譲渡損益および償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号	三縁証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和19年8月(平成22年4月商号変更) 主な事業 金融商品取引業 資本金 1億5,000万円(平成22年4月1日現在) 連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりあらかじめお客様にお渡しするものです。)

お取引にあたっては、この書面を十分にお読みいただき
ご理解のうえ、ご契約くださいますようお願いいたします。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・株式、優先出資証券を当社の口座でお預かりする場合は、保護預り口座管理料を頂戴いたしません。
- ・外国証券(円建て債を含む)をお預かりする場合は、外国証券取引口座管理料を頂戴いたしません。
- ・株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は次ページに記載の株式等の口座振替手数料をいただきます。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預りについては、料金をいたしません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。株式、優先出資証券、外国証券(円建て債券を含みます)をお預かりする場合は、口座管理料は頂戴いたしません。また、株式、優先出資証券、投資証券、ETFを他社へ口座振替する場合は口座振替手数料が必要となります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ・お客様から解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・お客様が当社の証券総合取引約款の変更に同意されない場合

保護預り 口座管理料	無料
外国証券取引 口座管理料	無料
株式等の 口座振替手数料	1銘柄あたり (消費税含む) ・10売買単位以下の場合 1,100円 ・11売買単位以下の場合 1,650円 ・12売買単位以下の場合 2,200円 ・13売買単位以下の場合 2,750円 ・14売買単位以下の場合 3,300円 ・15売買単位以下の場合 3,850円 ・16売買単位以下の場合 4,400円 ・17売買単位以下の場合 4,950円 ・18売買単位超の場合 一律 5,500円 ※複数の銘柄を口座振替する場合、銘柄ごとの売買単位数に応じた手数料をいただきます。

※上記金額は消費税相当額を含みます。

当社の概要	
商 号	三縁証券株式会社
本店所在地	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第22号 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
当社の概要	設立年月 昭和19年8月(平成22年4月商号変更) 主な事業 金融商品取引業 資本金 1億5,000万円(平成22年4月1日現在) 連絡先 管理部(052-561-1811)またはお取引のある営業店にご連絡ください。

売買委託手数料料表

株 式

約定代金		標準手数料計算テーブル	
100万円以下の場合		約定代金の 1.20172%	
100万円超	300万円以下の場合	約定代金の 0.97072% +	2,310円
300万円超	500万円以下の場合	約定代金の 0.85559% +	5,764円
500万円超	700万円以下の場合	約定代金の 0.78268% +	9,409円
700万円超	1,000万円以下の場合	約定代金の 0.47950% +	30,631円
1,000万円超	3,000万円以下の場合	約定代金の 0.39286% +	39,296円
3,000万円超	5,000万円以下の場合	約定代金の 0.26190% +	78,582円
5,000万円超の場合		約定代金の 0.10477% +	157,150円

※上記のテーブルで計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み)、275,000円を上回った場合は275,000円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の下限金額および上限金額が設定されていない場合がございます。

※国内株式、国内新株予約権証券、国内新投資口予約権証券およびその他の国内金融商品取引所上場有価証券(債券を除く)に係る手数料は上記のテーブルを適用します。

※上表による算出額は消費税相当額を含み、円位未満の端数を生じた場合には、端数を切捨てます。(以降の表において同じ)

※お支払いいただきます手数料(税込み)は、円位未満切捨てにより上記手数料率に基づく計算結果と誤差が生じる場合があります。(以降の表において同じ)

転換社債(転換社債型新株予約権付社債)

約定代金		標準手数料計算テーブル	
100万円以下の場合		約定代金の 1.1000%	
100万円超	300万円以下の場合	約定代金の 0.9350% +	1,650円
300万円超	500万円以下の場合	約定代金の 0.8250% +	4,950円
500万円超	700万円以下の場合	約定代金の 0.7700% +	7,700円
700万円超	1,000万円以下の場合	約定代金の 0.7150% +	11,550円
1,000万円超	3,000万円以下の場合	約定代金の 0.5500% +	28,050円
3,000万円超	5,000万円以下の場合	約定代金の 0.2200% +	127,050円
5,000万円超の場合		約定代金の 0.1100% +	182,050円

※上記のテーブルで計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み)、275,000円を上回った場合は275,000円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の下限金額および上限金額が設定されていない場合がございます。

外国株式(国内取次手数料)

売買金額		標準手数料計算テーブル	
100万円以下の場合		売買金額の	1.3750%
100万円超	300万円以下の場合	売買金額の	1.3200% + 550円
300万円超	500万円以下の場合	売買金額の	1.1000% + 7,150円
500万円超	1,000万円以下の場合	売買金額の	0.8800% + 18,150円
1,000万円超	3,000万円以下の場合	売買金額の	0.6600% + 40,150円
3,000万円超	5,000万円以下の場合	売買金額の	0.4400% + 106,150円
5,000万円超の場合		売買金額の	0.2200% + 216,150円

※上記のテーブルで計算された手数料金額が1,100,000円を上回った場合は1,100,000円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の上限金額が設定されていない場合がございます。

※上記手数料の他に外国金融商品市場での取引に係る手数料等が必要です。

※ADRに係る手数料は上記のテーブルを適用します。

指数先物・指数オプション・有価証券オプション

①指数先物

取引契約金額		標準手数料計算テーブル	
1億円以下の場合		取引契約金額の	0.0880%
1億円超	3億円以下の場合	取引契約金額の	0.0660% + 22,000円
3億円超	5億円以下の場合	取引契約金額の	0.0440% + 88,000円
5億円超	10億円以下の場合	取引契約金額の	0.0220% + 198,000円
10億円超の場合		取引契約金額の	0.0110% + 308,000円

※上記テーブルによる算出額にかかわらず、上記のテーブルで計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の下限金額が設定されていない場合がございます。

②指数オプション

取引代金		標準手数料計算テーブル	
100万円以下の場合		取引代金の	4.400%
100万円超	300万円以下の場合	取引代金の	3.300% + 11,000円
300万円超	500万円以下の場合	取引代金の	2.200% + 44,000円
500万円超	1,000万円以下の場合	取引代金の	1.650% + 71,500円
1,000万円超の場合		取引代金の	1.320% + 104,500円

③有価証券オプション

取引代金		標準手数料計算テーブル	
10万円以下の場合		取引代金の	4.4000%
10万円超	30万円以下の場合	取引代金の	3.3000% + 1,100円
30万円超	50万円以下の場合	取引代金の	2.2000% + 4,400円
50万円超	100万円以下の場合	取引代金の	1.6500% + 7,150円
100万円超	300万円以下の場合	取引代金の	1.3200% + 10,450円
300万円超	500万円以下の場合	取引代金の	0.9900% + 20,350円
500万円超の場合		取引代金の	0.6600% + 36,850円

※上記のテーブルで計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み)、275,000円を上回った場合は275,000円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の下限金額および上限金額が設定されていない場合がございます。

国債先物・国債先物オプション

①国債先物

約定額面金額		標準手数料計算テーブル	
5億円以下の場合		約定額面金額の	0.01650%
5億円超	10億円以下の場合	約定額面金額の	0.01100% + 27,500円
10億円超	50億円以下の場合	約定額面金額の	0.00550% + 82,500円
50億円超の場合		約定額面金額の	0.00275% + 220,000円

②国債先物オプション

取引代金		標準手数料計算テーブル	
500万円以下の場合		取引代金の	1.4300%
500万円超	1,000万円以下の場合	取引代金の	0.9350% + 24,750円
1,000万円超	5,000万円以下の場合	取引代金の	0.4950% + 68,750円
5,000万円超の場合		取引代金の	0.2750% + 178,750円

※上記のテーブルで計算された手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み)、275,000円を上回った場合は275,000円(税込み)とします。

なお、お客様との契約により手数料の下限金額および上限金額が設定されていない場合がございます。

その他の手数料および手数料

対 象	手数料および手数料
名義書換手数料	1 銘柄 1 名義人につき 550円
単元未満株式買取請求の 取次手数料	1 銘柄 1 買取請求につき 330円
信用取引における 権利処理の手数料	権利処理を行う買方建玉を対象とし、 1 単位につき55円 ※上限はありません。
信用取引管理費	1 株 11 銭 (単元株制度の適用を受けない銘柄は110円／月間) ただし、最低110円、最高1,100円

※上記金額は消費税相当額を加算しております。

※お支払いただきます手数料(税込み)は、円未満切捨てにより上記に基づく計算結果と誤差が生ずる場合があります。

